

教育課程を編成する場合には、  
アの各教科の授業時数の弾力的  
運用により各教科の授業時数を  
総合的な学習の時間に充てるこ  
とができる。

また、現行の学校教育法施行規  
則別表第二に定める特別活動の  
授業時数の一部、選択教科に充て  
る授業時数の一部を総合的な学  
習の時間に充てることができる。  
なお、特別活動の授業時数に  
ついては、学級活動に年間三十  
五単位時間以上を充てる。

#### (ア) 学習指導要領等関係

① (2) ア (2)  
総則及び各教科等の共通事項  
移行措置の内容  
(ア) 生きる力の育成などの教育課  
程編成の一般方針、授業時数等  
の取扱い及び指導計画の作成等  
に当たって配慮すべき事項につ  
いては、新中学校学習指導要領  
によることとした。

#### (例)

- ・授業の一単位時間の弾力化
- ・ガイダンスの機能の充実
- ・個別指導やグループ別指導、  
学習内容の習熟の程度に応じ  
た指導、教師の協力的な指導  
など個に応じた指導の充実
- ・コンピュータや情報通信ネット  
ワークなどの情報手段の積  
み

#### 極的な活用

・家庭や地域社会との連携、学  
校間の連携や交流など開かれ  
た学校づくりの推進など

総合的な学習の時間を加えて  
教育課程を編成する場合には、

新中学校学習指導要領第一章總  
則第四の総合的な学習の時間の  
取扱いによること、また、総合  
的な学習の時間の授業には年  
間、学期ごと、月ごとに適  
切な授業時数を充てる。

(イ) 学習指導上の留意事項  
(ア) 移行期間中の教育課程の編  
成・実施に当たっては、新中學  
校学習指導要領第一章總則第一  
の教育課程編成の一般方針、第  
五の授業時数等の取扱い及び第  
六の指導計画の作成等に当たつ  
て配慮すべき事項の規定を踏ま  
え、その趣旨の実現を図る。

また、各教科等の指導に当たつ  
ては、新中学校学習指導要領を踏  
まえた指導に十分配慮する。

(イ) 選択教科については、新中學校  
学習指導要領における選択履修  
の幅の拡大の趣旨を踏まえ、積極  
的な取組みを進めるよう努める。  
特に、平成十四年度の第三学  
年において、生徒が二教科以上  
(授業時数の合計は年間百五單

位時間以上) の選択教科を履修  
することを考慮し、平成十三年  
度の第二学年において、選択教  
科の開設を積極的に行い、生徒  
が選択教科を一定時数履修でき  
るように努める。

(ア) 総合的な学習の時間について  
は、移行期間中から教育課程に  
加えることができることとして  
おり、この時間の趣旨を踏まえ、  
その実施に積極的に取り組むよ  
う努める。

(イ) 各教科等の指導に当たつて  
は、生徒の実態等に応じ、個別  
指導やグループ別指導、学習内  
容の習熟の程度に応じた指導な  
ど個に応じた指導の充実を図  
り、義務教育の最終段階である  
ことを踏まえて、生徒に基礎  
的・基本的な内容が確実に習得  
されるようとする。

(オ) 各教科等の指導に当たつて  
は、観察・実験、見学・調査、実習、  
課題学習など体験的な学習や問  
題解決的な学習を積極的に取り  
入れるとともに、コンピュータ  
や情報通信ネットワークなどの  
情報手段を積極的に活用する。

(カ) 平成十二年度の第一学年並び  
に平成十三年度の第一学年及び  
第二学年の指導に当たつては、  
第二学年の指導に当たつては、  
三年間を見通した適切な指導計  
画を作成し指導すること。

三年間を見通した適切な指導計  
画を作成し指導すること。



#### 四 移行措置 Q & A

Q1 【移行措置の基本的な考え方】  
移行措置はどのような考え方  
に基づいて行ったのか。

A 基本的な考え方は、次のとお  
りである。

(1) 新学習指導要領の趣旨や内容  
をできるだけ早い段階から実施す  
るために必要な措置を行うこと。  
この考え方に基づき、新学習指  
導要領の内容によつて指導するこ  
とも可能な教科等については、で  
きるだけそれによることとした。